

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月13日

北九州市政策局DX・A.I戦略室

1 当該公募の趣旨

本業務は、「来庁市民の対応（相談内容の受付から電子申請完了まで）の一連の流れが外部オペレーターで完結できること」および「パソコン操作に不慣れな方向けに画面遠隔操作によるリモート支援ができること」等のサービスを一元的に委託するものであるが、インターネットによる調査及び複数企業への問い合わせを実施したところでは、要件を満たす企業がないことから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定しているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 オンライン手続き相談窓口運営業務

(2) 業務内容

ア 端末の設置、オペレーターの準備、運用

市内の全区役所にて、国が提供するオンラインサービス「マイナポータル」や北九州市電子申請の利用操作のリモート支援およびマイナンバーカードの申請・更新の受付を行うオンライン窓口（以下「オンライン窓口」という。）を設置するとともに、オペレーター接続せずに市民が自ら申請操作を行うことができる端末（以下「自主申請用端末」という。）を設置し、運用を行う。

オンライン窓口では、住民が窓口にワンタッチするとオペレーターにビデオ通話で接続され、オペレーターによる遠隔操作及び画面共有によって操作支援を行う。

イ マニュアル及びFAQの作成

ウ 実績報告

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 1の公募の趣旨に記載したとおり、本業務の概要について理解していること。
- イ この公示日前3年間に、国、地方公共団体等の官公署またはこれらに準ずる団体から、本業務に類似した契約を受託した実績を有していること。
- ウ 再委託を行うことなく業務が実施できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区大手町1番1号
担当課名 北九州市政策局DX・AI戦略室
電話番号 093-582-2144
FAX番号 093-562-1061

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年2月13日から令和8年3月2日まで（閉庁日を除く。）の8時30分から17時15分の間（12時から13時を除く）

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布。来庁が困難な場合は（1）に問い合わせること。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月16日から令和8年3月2日まで（閉庁日を除く。）の8時30分

から17時15分の間（12時から13時を除く）

イ 提出場所

（1）と同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証明する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。来庁が困難な場合は（1）に問い合わせること。

（4）その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 業務内容の詳細は説明書による。

